



長野労働局発表（28 - 56）
平成28年12月13日

担当	職業安定部	職業対策課
	課長	柳澤 幸
	課長補佐	中沢 忠雄
	障害者雇用担当官	鈴木 康弘
	電話	026(226)0866 内線 2363

平成28年 長野県内の「障害者雇用状況」の集計結果 (平成28年6月1日現在)

民間企業の障害者の実雇用率は2.02% ～雇用障害者数は増加、4年ぶりに法定雇用率を上回る～

長野労働局（局長 おかざき なおと 岡崎 直人）では、長野県内における平成28年6月1日現在の民間企業、地方公共団体等の障害者雇用状況を取りまとめましたので公表します。

【集計結果の主なポイント】

【民間企業(法定雇用率 2.0%)】

- ① 対象企業（50人以上規模）数は1,508社で、前年比1.0%（15社）増加。
- ② 雇用障害者数は5,804.0人で、前年比3.6%（201.0人）増加し、過去最高を更新。
- ③ 実雇用率は2.02%となり、前年比0.04ポイント上昇し、過去最高を更新。
- ④ 法定雇用率達成企業の割合は60.2%（908社）で、前年比0.7ポイント上昇。

【地方公共団体の機関】

〔法定雇用率 2.3%の機関〕（県、市町村等）

- ① 対象103機関のうち76機関で法定雇用率を達成（前年は対象106機関のうち85機関で達成）。
- ② 実雇用率は2.21%で、前年比0.13ポイント低下。
- ③ 雇用障害者数は707.5人で、前年比4.9%（36.5人）減少。

〔法定雇用率 2.2%の機関〕（県教育委員会等）

- ① 対象2機関のうち1機関で法定雇用率を達成（前年と同じ）。
- ② 実雇用率は2.04%で、前年比0.01ポイント低下。
- ③ 雇用障害者数は256.5人で、前年比1.2%（3.0人）減少。

【今後の方針】

民間企業における雇用障害者数が過去最高を更新したことで、実雇用率も過去最高となって4年ぶりに法定雇用率を上回り、長野県内の障害者雇用は着実に進展している。しかし依然として、対象企業の約4割が未だに法定雇用率未達成となっていること、及び公的機関では未達成機関が増加していることから、長野労働局及びハローワークでは、法定雇用率達成指導を継続して実施するとともに、更なる障害者の雇用促進に向けた取組に努めることとしている。

障害者雇用状況取りまとめ結果の概要

平成 28 年 6 月 1 日現在

1 民間企業

○ 概況 (第 1 表)

2.0%の法定雇用率が適用される一般の民間企業(50人以上規模)1,508社(前年1,493社)において雇用されている障害者の数(雇用障害者数:カウント数)は5,804.0人で、前年より3.6%(201.0人)増加し、過去最高となった。

実雇用率は、過去最高の2.02%(全国21位。前年は1.98%で全国19位)で全国平均(1.92%)を上回り、4年ぶりに法定雇用率を上回る事となった。

法定雇用率達成企業の割合は60.2%(908社)で、前年を0.7ポイント上回った。

達成企業割合60.2%は全国12位(前年は59.5%で全国8位)。(P14参照)。

○ 企業規模別状況 (第 2 表)

雇用障害者数は、50~300人未満規模企業で2,811.5人となり雇用障害者数全体の48.4%を占めている。

また、300~500人未満規模企業で0.4%の減少となっている以外は、全ての企業規模で増加となっている。

また、実雇用率についても、300~500人未満規模企業において0.03ポイント前年を下回った以外は、全ての企業規模で増加となっている。

雇用率達成企業の割合は、100~300人未満規模企業で0.1ポイント及び300~500人未満企業規模で5.8ポイント前年を下回ったが、500~1,000人未満規模企業で6.9ポイントの増加と前年を大きく上回っており、全ての規模区分で全国平均を上回っている。

規模別に実雇用率と雇用率達成企業割合をみると、1,000人以上規模企業(25社)で実雇用率2.21%、雇用率達成企業割合72.0%と前年に引き続き高水準を維持している。

○ 産業別状況 (第 3 表)

雇用障害者数は、製造業が最も多く全体の43.7%(同前年43.5%)を占め、次いで医療・福祉18.0%、卸売・小売業11.8%、サービス業4.7%、運輸業・郵便業が3.7%の順となっている。

実雇用率では、農林漁業が6.08%で最も高く、次いで生活関連サービス・娯

楽業が 3.18%となり、医療・福祉 2.51%、運輸業・郵便業 2.08%、サービス業 2.05%、製造業 2.03%についても法定雇用率を上回っている。

また、法定雇用率達成企業の割合が最も高い産業は医療・福祉 75.5%であり、次いで運輸業、郵便業 66.3%、製造業 63.2%、生活関連サービス・娯楽業 61.0%、宿泊業・飲食サービス 60.5%の順で 6 割を超えている。なお、最も低かった産業は学術研究、専門・技術サービス業 13.3%である。

2 地方公共団体等（第 4、5 表）

2.3%の法定雇用率が適用される地方公共団体の機関は 103 機関（前年 106 機関）、雇用障害者数は 707.5 人で前年に比べ 36.5 人減少し、実雇用率も 2.21%となり前年より 0.13 ポイント低下した。

法定雇用率を達成している機関は 76 機関で、達成機関の割合は 73.8%（前年 80.2%）であった。

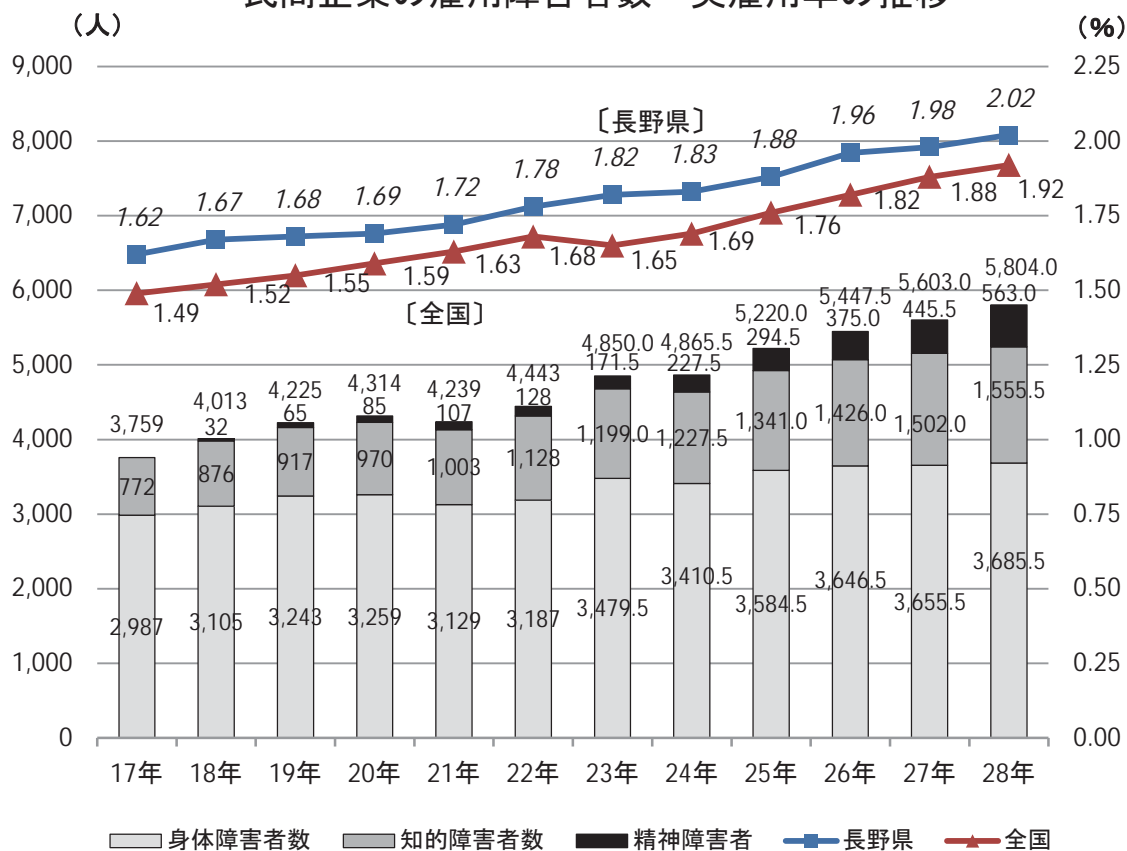
2.2%の法定雇用率が適用される地方公共団体の機関は 2 機関（前年同数）、雇用障害者数は 256.5 人で前年に比べ 3.0 人減少し、実雇用率は 2.04%で前年より 0.01 ポイント低下した。

2.3%の法定雇用率が適用される地方独立行政法人等の機関は、3 機関（前年 2 機関）、雇用障害者数は 39.0 人で前年に比べ 12.5 人増加し、実雇用率は 1.98%で前年より 0.11 ポイント低下した。

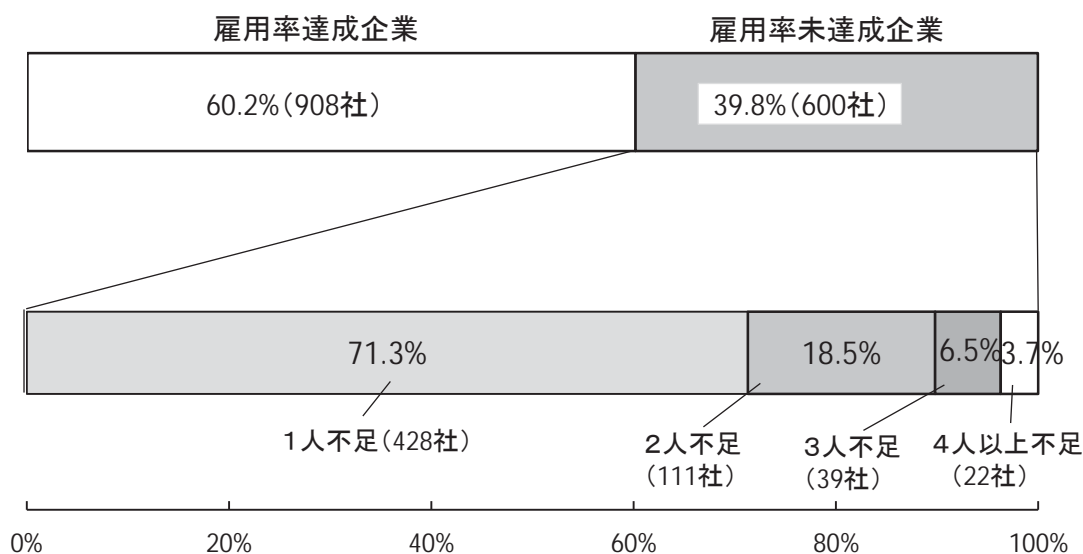
なお、地方公共団体等の雇用状況は第 6 表及び第 7 表のとおりとなっている。

グラフで見る障害者の雇用状況

民間企業の雇用障害者数・実雇用率の推移

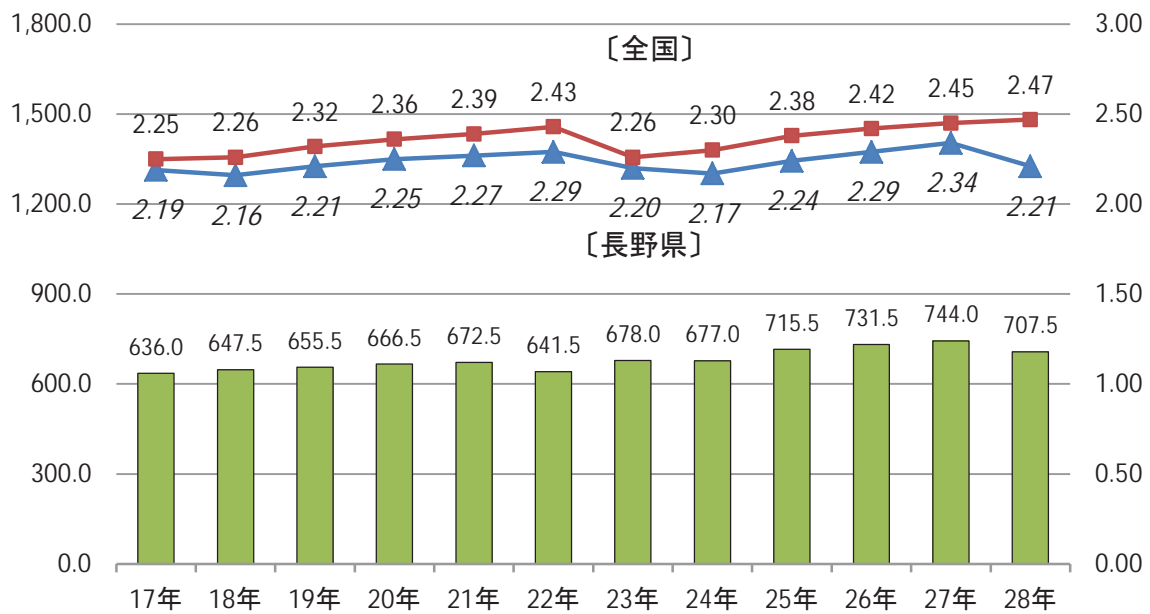


法定雇用率達成企業・未達成企業の割合

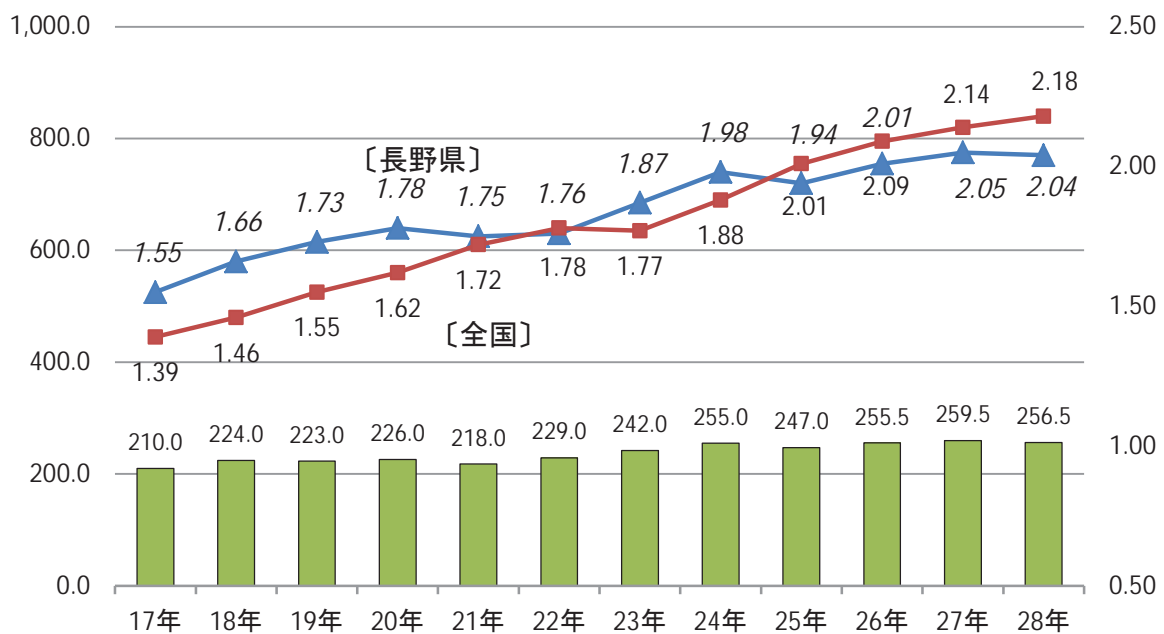


地方公共団体の雇用障害者数・実雇用率の推移

法定雇用率 2.3% が適用される機関



法定雇用率 2.2% が適用される機関



第1表 民間企業の雇用状況

平成28年6月1日現在
()内は前年

区 分	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)	
				長野県	全 国	長野県	全 国
一般の民間企業	1,508	287,465.0	5,804.0 [4,725]	2.02	1.92	60.2	48.8
	(1,493)	(283,319.0)	(5,603.0) [4,531]	(1.98)	(1.88)	(59.5)	(47.2)
前年比	1.0%	1.5%	3.6%	0.04	0.04	0.7	1.6

※[]内は実人員

第2表 一般の民間企業の規模別雇用状況

平成28年6月1日現在
()内は前年

規 模	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者 全体に対す る割合	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数 (人)
					長野県	全 国	長野県	全 国	
50～100人 未満	739	51,581.0	971.0	16.7%	1.88	1.55	59.0	45.7	294.5
	(732)	(50,991.5)	(923.5)	(16.5%)	(1.81)	(1.49)	(57.7)	(44.7)	(302.5)
前年比	1.0%	1.2%	5.1%	0.2	0.07	0.06	1.3	1.0	-2.6%
100～300 人未満	573	90,865.5	1,840.5	31.7%	2.03	1.74	62.5	52.2	342.0
	(567)	(90,031.0)	(1,814.5)	(32.4%)	(2.02)	(1.68)	(62.6)	(50.2)	(347.0)
前年比	1.1%	0.9%	1.4%	-0.7	0.01	0.06	-0.1	2.0	-1.4%
300～500 人未満	97	35,354.5	661.5	11.4%	1.87	1.82	50.5	44.8	96.5
	(96)	(34,865.0)	(664.0)	(11.9%)	(1.90)	(1.79)	(56.3)	(44.0)	(93.0)
前年比	1.0%	1.4%	-0.4%	-0.5	-0.03	0.03	-5.8	0.8	3.8%
500～1,000 人未満	74	47,619.0	959.0	16.5%	2.01	1.93	63.5	48.1	83.5
	(76)	(49,010.5)	(942.5)	(16.8%)	(1.92)	(1.89)	(56.6)	(44.6)	(86.0)
前年比	-2.6%	-2.8%	1.8%	-0.3	0.09	0.04	6.9	3.5	-2.9%
1,000人以上	25	62,045.0	1,372.0	23.6%	2.21	2.12	72.0	58.9	30.0
	(22)	(58,421.0)	(1,258.5)	(22.5%)	(2.15)	(2.09)	(68.2)	(55.0)	(37.5)
前年比	13.6%	6.2%	9.0%	1.1	0.06	0.03	3.8	3.9	-20.0%
計	1,508	287,465.0	5,804.0	100.0%	2.02	1.92	60.2	48.8	846.5
	(1,493)	(283,319.0)	(5,603.0)	(100.0%)	(1.98)	(1.88)	(59.5)	(47.2)	(866.0)
前年比	1.0%	1.5%	3.6%		0.04	0.04	0.7	1.6	-2.3%

第3表 一般の民間企業における産業別雇用状況

平成28年6月1日現在
()内は前年

産 業	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者数 に占める割合	1社当り 雇用数	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数(人)
						長野県	全 国	長野県	全 国	
農 林 漁 業	9	855.0	52.0	0.9%	5.8	6.08	2.14	44.4	61.1	4.0
	12	1111.5	58.5	(1.0%)	4.9	5.26	2.19	50.0	51.7	5.0
	前年比	-25.0%	-23.1%	-11.1%	-0.1	0.9	0.82	-0.05	-5.6	9.4
建 設 業	61	7,515.0	119.5	2.1%	2.0	1.59	1.72	57.4	48.1	32.5
	(58)	(7,264.0)	(121.0)	(2.2%)	(2.1)	(1.67)	(1.69)	(65.5)	(47.0)	(26.0)
	前年比	5.2%	3.5%	-1.2%	-0.1	-0.1	-0.08	0.03	-8.1	1.1
製 造 業	581	124,664.5	2,535.5	43.7%	4.4	2.03	1.98	63.2	56.6	286.0
	(576)	(122,833.5)	(2,437.0)	(43.5%)	(4.2)	(1.98)	(1.95)	(61.6)	(54.6)	(309.5)
	前年比	0.9%	1.5%	4.0%	0.2	0.2	0.05	0.03	1.6	2.0
情 報 通 信 業	39	6,014.0	86.0	1.5%	2.2	1.43	1.63	41.0	26.8	28.5
	(37)	(5,800.0)	(83.0)	(1.5%)	(2.2)	(1.43)	(1.59)	(48.6)	(26.4)	(24.0)
	前年比	5.4%	3.7%	3.6%	0.0	0.0	0.00	0.04	-7.6	0.4
運 輸 業 郵 便 業	83	10,235.0	212.5	3.7%	2.6	2.08	2.00	66.3	54.4	33.5
	(82)	(9,749.5)	(186.0)	(3.3%)	(2.3)	(1.91)	(1.94)	(58.5)	(52.6)	(38.5)
	前年比	1.2%	5.0%	14.2%	0.4	0.3	0.17	0.06	7.8	1.8
卸 売 ・ 小 売 業	202	39,423.0	685.0	11.8%	3.4	1.74	1.74	50.0	37.7	154.5
	(199)	(38,241.5)	(654.5)	(11.7%)	(3.3)	(1.71)	(1.68)	(48.7)	(36.2)	(148.0)
	前年比	1.5%	3.1%	4.7%	0.1	0.1	0.03	0.06	1.3	1.5
金 融 ・ 保 険 業	20	9,828.0	176.5	3.0%	8.8	1.80	1.94	40.0	41.1	20.0
	(19)	(9,708.0)	(179.0)	(3.2%)	(9.4)	(1.84)	(1.91)	(42.1)	(40.5)	(18.5)
	前年比	5.3%	1.2%	-1.4%	-0.2	-0.6	-0.04	0.03	-2.1	0.6
不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	20	2,367.5	27.5	0.5%	1.4	1.16	1.61	45.0	34.7	17.0
	(20)	(2,324.5)	(24.0)	(0.4%)	(1.2)	(1.03)	(1.56)	(45.0)	(33.1)	(16.0)
	前年比	0.0%	1.8%	14.6%	0.1	0.2	0.13	0.05	0.0	1.6
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	15	1,870.5	13.0	0.2%	0.9	0.70	1.70	13.3	34.8	18.0
	(15)	(1,903.0)	(15.0)	(0.3%)	(1.0)	(0.79)	(1.70)	(6.7)	(33.7)	(19.5)
	前年比	0.0%	-1.7%	-13.3%	-0.1	-0.1	-0.09	0.00	6.6	1.1
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	38	10,127.5	198.0	3.4%	5.2	1.96	1.83	60.5	43.8	17.5
	(37)	(9,551.5)	(174.0)	(3.1%)	(4.7)	(1.82)	(1.78)	(62.2)	(43.3)	(27.0)
	前年比	2.7%	6.0%	13.8%	0.3	0.5	0.14	0.05	-1.7	0.5
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	41	4,974.5	158.0	2.7%	3.9	3.18	2.11	61.0	42.5	24.0
	(41)	(5,075.5)	(192.5)	(3.4%)	(4.7)	(3.79)	(2.04)	(51.2)	(39.5)	(30.0)
	前年比	0.0%	-2.0%	-17.9%	-0.7	-0.8	-0.61	0.07	9.8	3.0
教 育 ・ 学 習 支 援 業	20	2,939.0	45.0	0.8%	2.3	1.53	1.56	50.0	38.7	14.0
	(20)	(2,860.0)	(33.0)	(0.6%)	(1.7)	(1.15)	(1.52)	(40.0)	(37.6)	(19.0)
	前年比	0.0%	2.8%	36.4%	0.2	0.6	0.38	0.04	10.0	1.1
医 療 ・ 福 祉	237	41,659.5	1,044.0	18.0%	4.4	2.51	2.43	75.5	61.8	80.5
	(239)	(42,043.0)	(987.5)	(17.6%)	(4.1)	(2.35)	(2.30)	(74.5)	(59.9)	(94.5)
	前年比	-0.8%	-0.9%	5.7%	0.4	0.3	0.16	0.13	1.0	1.9
複 合 サ ー ビ ス 事 業	24	11,001.0	169.0	2.9%	7.0	1.54	1.82	33.3	45.2	45.5
	(24)	(11,250.0)	(191.0)	(3.4%)	(8.0)	(1.70)	(1.75)	(45.8)	(45.6)	(34.5)
	前年比	0.0%	-2.2%	-11.5%	-0.5	-1.0	-0.16	0.07	-12.5	-0.4
サ ー ビ ス 業	111	13,366.5	274.5	4.7%	2.5	2.05	1.91	55.9	45.7	68.0
	(109)	(13,129.5)	(263.0)	(4.7%)	(2.4)	(2.00)	(1.89)	(60.6)	(43.6)	(51.0)
	前年比	1.8%	1.8%	4.4%	0.0	0.1	0.05	0.02	-4.7	2.1
そ の 他	7	624.5	8.0	0.1%	1.1	1.28	2.04	57.1	47.1	3.0
	(5)	(474.0)	(4.0)	(0.1%)	(0.8)	(0.84)	(2.00)	(40.0)	(48.7)	(5.0)
	前年比	40.0%	31.8%	100.0%	0.0	0.3	0.44	0.04	17.1	-1.6
計	1,508	287,465.0	5,804.0	100.0%	3.8	2.02	1.92	60.2	48.8	846.5
	(1,493)	(283,319.0)	(5,603.0)	(100.0%)	(3.8)	(1.98)	(1.88)	(59.5)	(47.2)	(866.0)
前年比	1.0%	1.5%	3.6%		0.0	0.04	0.04	0.7	1.6	-2.3% (-19.5)

※ 産業分類のうち「複合サービス事業」は郵便局及び農林水産業協同組合、事業協同組合が該当します。
 ※ 産業区分のうち「その他」は、(鉱業)及び(電気・ガス・熱供給・水道業)の産業を取りまとめています。

第4表 地方公共団体における雇用状況

平成28年6月1日現在
()内は前年,[]内は実人数

区 分	機関数	対 象 職員数	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率 達成機関	雇入れ 不足数 (人)
				長野県	全 国		
雇用率2.3%が 適用される機関	103	32,065.5	707.5 [563]	2.21	2.47	76	50.0
	(106)	(31,790.0)	(744.0) ([587])	(2.34)	(2.45)	(85)	(31.0)
雇用率2.2%が 適用される機関	2	12,597.5	256.5 [202]	2.04	2.18	1	20.5
	(2)	(12,658.0)	(259.5) ([204])	(2.05)	(2.15)	(1)	(20.5)

第5表 地方独立行政法人等

区 分	機関数	対 象 職員数	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率 達成機関	雇入れ 不足数 (人)
				長野県	全 国		
雇用率2.3%が 適用される機関	3	1,969.5	39.0 [32]	1.98	2.10	1	5.0
	(2)	(1,267.0)	(26.5) ([22])	(2.09)	(2.06)	(1)	(1.5)

第6表 地方公共団体における雇用状況
(1) 法定雇用率2.3%が適用される機関の状況

平成28年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
合 計	32,065.5	707.5	2.21	50.0	
長野県機関 計	5,494.0	141.0	2.57	0.0	
長野県知事部局	5,064.0	129.0	2.55	0.0	特例認定あり(注4 a)
長野県警察	430.0	12.0	2.79	0.0	
市町村機関 計	26,571.5	566.5	2.13	50.0	
長野市	2,620.0	61.0	2.33	0.0	
松本市	2,229.5	47.0	2.11	4.0	特例認定あり(注4 b)
上田市	1,312.5	33.0	2.51	0.0	
岡谷市	439.0	11.0	2.51	0.0	特例認定あり(注4 c)
飯田市	979.5	20.0	2.04	2.0	
諏訪市	357.0	8.0	2.24	0.0	
須坂市	385.0	11.0	2.86	0.0	特例認定あり(注4 d)
小諸市	437.0	7.0	1.60	3.0	特例認定あり(注4 e)
伊那市	967.0	20.5	2.12	1.5	特例認定あり(注4 f)
駒ヶ根市	217.0	5.0	2.30	0.0	
中野市	342.0	6.0	1.75	1.0	
大町市	867.5	21.5	2.48	0.0	特例認定あり(注4 g)
飯山市	378.0	6.0	1.59	2.0	特例認定あり(注4 h)
茅野市	529.0	10.0	1.89	2.0	特例認定あり(注4 i)
塩尻市	323.0	5.0	1.55	2.0	
千曲市	386.0	8.5	2.20	0.0	
佐久市	750.5	17.0	2.27	0.0	
東御市	362.5	6.0	1.66	2.0	
安曇野市	627.0	7.0	1.12	7.0	
佐久穂町	191.0	3.0	1.57	1.0	
軽井沢町	233.0	6.5	2.79	0.0	
御代田町	198.0	4.0	2.02	0.0	特例認定あり(注4 j)
立科町	68.0	1.0	1.47	0.0	
長和町	93.0	4.0	4.30	0.0	
下諏訪町	170.0	4.0	2.35	0.0	
富士見町	118.0	3.0	2.54	0.0	
辰野町	345.5	7.0	2.03	0.0	特例認定あり(注4 k)
箕輪町	251.5	7.0	2.78	0.0	
飯島町	92.0	3.0	3.26	0.0	
松川町	92.0	2.0	2.17	0.0	
高森町	65.5	2.0	3.05	0.0	

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
阿南町	73.0	1.0	1.37	0.0	
上松町	63.0	1.0	1.59	0.0	
南木曾町	89.0	3.0	3.37	0.0	
木曾町	244.5	6.0	2.45	0.0	
池田町	133.0	1	0.75	2.0	
坂城町	115.0	3.0	2.61	0.0	
小布施町	59.0	1.0	1.69	0.0	
山ノ内町	181.0	3.0	1.66	1.0	
信濃町	98.0	2.0	2.04	0.0	
飯綱町	95.0	2.0	2.11	0.0	
川上村	62.0	0.0	0.00	1.0	
南相木村	55.0	1.0	1.82	0.0	
北相木村	55.0	0.0	0.00	1.0	
青木村	115.5	2.0	1.73	0.0	
原村	75.0	1.0	1.33	0.0	
南箕輪村	96.0	2.0	2.08	0.0	
中川村	83.0	2.0	2.41	0.0	
宮田村	96.0	2.0	2.08	0.0	
阿智村	157.0	3.0	1.91	0.0	
喬木村	99.0	1.0	1.01	1.0	
豊丘村	119.0	2.0	1.68	0.0	
木祖村	71.0	1.0	1.41	0.0	
王滝村	46.0	3.0	6.52	0.0	
大桑村	71.0	4.0	5.63	0.0	
筑北村	170.5	4.0	2.35	0.0	
松川村	101.0	2.0	1.98	0.0	
白馬村	119.0	1.0	0.84	1.0	
小谷村	69.0	2.0	2.90	0.0	
高山村	76.0	1.0	1.32	0.0	
小川村	49.0	2.0	4.08	0.0	
木島平村	74.0	2.0	2.70	0.0	
野沢温泉村	63.0	1.0	1.59	0.0	
栄村	99.0	2.0	2.02	0.0	

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
長野市上下水道事業	189.5	1.5	0.79	2.5	
松本市立病院	255.5	5.0	1.96	0.0	
岡谷市病院事業	232.0	4.0	1.72	1.0	
上田市上下水道局	84.0	3.0	3.57	0.0	
飯田市立病院	553.5	12.0	2.17	0.0	
伊那中央行政組合	501.5	8.5	1.69	2.5	注 5
伊南行政組合	278.0	5.0	1.80	1.0	注 6
佐久市立国保浅間総合病院	315.0	6.5	2.06	0.5	注 7
諏訪中央病院組合	619.0	14.5	2.34	0.0	
飯綱町立飯綱病院	97.5	1.0	1.03	1.0	
信濃町立信越病院	79.0	0.0	0.00	1.0	
国保依田窪病院	159.0	3.0	1.89	0.0	
軽井沢病院	85.0	2.0	2.35	0.0	
佐久穂町立千曲病院	80.5	1.5	1.86	0.0	
長野広域連合	366.0	9.0	2.46	0.0	
松塩筑木曾老人福祉施設組合	333.0	8.0	2.40	0.0	
上田地域広域連合	86.0	1.0	1.16	0.0	
上伊那広域連合	70.0	5.0	7.14	0.0	
北信広域連合	305.0	7.5	2.46	0.0	
木曾広域連合	99.0	3.0	3.03	0.0	
佐久広域連合	122.0	3.0	2.46	0.0	
北アルプス広域連合	82.0	0.0	0.00	1.0	
諏訪広域連合	59.0	1.0	1.69	0.0	
佐久市教育委員会	260.0	5.0	1.92	0.0	
上田市教育委員会	455.5	10.0	2.20	0.0	
東御市教育委員会	121.0	3.0	2.48	0.0	
駒ヶ根市教育委員会	86.0	2.0	2.33	0.0	
諏訪市教育委員会	46.0	1.0	2.17	0.0	
飯田市教育委員会	359.0	5.0	1.39	3.0	
塩尻市教育委員会	75.0	1.0	1.33	0.0	
安曇野市教育委員会	75.0	2.0	2.67	0.0	
千曲市教育委員会	62.0	2.0	3.23	0.0	
富士見町教育委員会	91.5	0.0	0.00	2.0	
下諏訪町教育委員会	52.0	2.0	3.85	0.0	
高森町教育委員会	59.5	2.0	3.36	0.0	
山ノ内町教育委員会	55.0	3.0	5.45	0.0	
信濃町教育委員会	125.0	2.5	2.00	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- a 長野県知事部局は平成21年12月4日長野県企業局と特例認定を受けている。
- b 松本市は平成18年2月9日松本市上下水道局、松本市教育委員会と特例認定を受けている。
- c 岡谷市は平成25年3月1日岡谷市教育委員会と特例認定を受けている。
- d 須坂市は平成19年8月10日須坂市教育委員会と特例認定を受けている。
- e 小諸市は平成23年5月20日小諸市教育委員会と特例認定を受けている。
- f 伊那市は平成19年5月22日伊那市教育委員会と特例認定を受けている。
- g 大町市は平成25年4月18日大町市教育委員会、市立大町総合病院と特例認定を受けている。
- h 飯山市は平成20年5月8日飯山市教育委員会と特例認定を受けている。
- i 茅野市は平成25年2月27日茅野市教育委員会と特例認定を受けている。
- j 御代田町は平成25年2月6日御代田町教育委員会と特例認定を受けている。
- k 辰野町は平成25年3月13日辰野町教育委員会、町立辰野病院と特例認定を受けている。
- 5 伊那中央行政組合においては、10月1日現在において障害者の数12.0人、実雇用率2.38%、不足数0.0人となっている。
- 6 伊南行政組合においては、10月1日現在において障害者の数6.0人、実雇用率2.15%、不足数0.0人となっている。
- 7 佐久市立国保浅間総合病院においては、8月1日現在において障害者の数7.5人、実雇用率2.38%、不足数0.0人となっている。

(2) 法定雇用率2.2%が適用される機関の状況

平成28年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
合 計	12,597.5	256.5	2.04	20.5	
長野県教育委員会	11,962.5	242.5	2.03	20.5	
長野市教育委員会	635.0	14.0	2.20	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

第7表 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

平成28年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
合 計	1,969.5	39.0	1.98	5.0	
長野県住宅供給公社	134.0	2.0	1.49	1.0	
長野県立病院機構	1,191.0	27.0	2.27	0.0	
長野市民病院	644.5	10.0	1.55	4.0	注4

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 長野市民病院は、平成28年4月1日付けで民間企業から地方独立行政法人へ組織変更している。

都道府県別の実雇用率等の状況（平成28年 障害者雇用状況報告）

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

順位	都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	都道府県名	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
	全国	1.92	0.04	全国	48.8	1.6	43,569	／ 89,359
1	奈良県	2.60	0.20	佐賀県	73.1	1.8	399	／ 546
2	山口県	2.47	△0.04	宮崎県	66.9	△1.7	486	／ 727
3	大分県	2.46	0.03	島根県	66.3	1.7	348	／ 525
4	岡山県	2.45	0.16	和歌山県	64.7	3.0	355	／ 549
5	佐賀県	2.43	0.06	徳島県	63.7	△0.5	269	／ 422
6	和歌山県	2.41	0.25	高知県	62.4	1.3	299	／ 479
7	沖縄県	2.34	0.05	鹿児島県	61.5	2.5	672	／ 1,092
8	宮崎県	2.32	0.08	大分県	61.2	2.5	462	／ 755
9	福井県	2.31	△0.01	三重県	60.8	5.1	635	／ 1,044
10	長崎県	2.21	0.07	奈良県	60.4	1.8	336	／ 556
11	高知県	2.20	0.06	沖縄県	60.4	0.1	533	／ 883
12	熊本県	2.19	0.00	長野県	60.2	0.7	908	／ 1,508
13	島根県	2.17	0.04	鳥取県	59.1	4.3	250	／ 423
14	鹿児島県	2.16	0.07	滋賀県	58.8	△0.3	445	／ 757
15	鳥取県	2.11	0.12	長崎県	58.4	1.0	539	／ 923
16	徳島県	2.09	0.05	香川県	57.8	2.1	451	／ 780
17	滋賀県	2.09	0.11	秋田県	57.8	0.3	400	／ 692
18	岩手県	2.07	0.08	新潟県	57.8	3.4	993	／ 1,719
19	北海道	2.06	0.11	富山県	57.5	1.3	557	／ 968
20	三重県	2.04	0.07	熊本県	57.4	1.1	662	／ 1,153
21	長野県	2.02	0.04	栃木県	57.3	2.2	615	／ 1,074
22	京都府	2.02	0.05	福井県	56.8	3.6	370	／ 651
23	広島県	1.99	0.04	岐阜県	56.7	1.7	792	／ 1,396
24	青森県	1.98	0.09	石川県	56.5	2.2	537	／ 951
25	兵庫県	1.97	0.00	群馬県	56.4	4.1	754	／ 1,336
26	山形県	1.96	0.03	岩手県	56.3	2.2	520	／ 923
27	富山県	1.96	0.05	山梨県	56.3	0.5	312	／ 554
28	岐阜県	1.95	0.06	山形県	56.3	2.9	482	／ 856
29	福岡県	1.95	0.07	山口県	55.7	0.9	480	／ 861
30	埼玉県	1.93	0.07	青森県	54.2	2.7	473	／ 872
31	新潟県	1.93	0.08	茨城県	53.9	0.8	753	／ 1,398
32	山梨県	1.92	0.09	福島県	53.6	3.1	707	／ 1,319
33	香川県	1.91	0.03	岡山県	53.2	1.9	719	／ 1,352
34	秋田県	1.90	0.06	兵庫県	51.9	0.1	1,599	／ 3,078
35	栃木県	1.90	0.08	愛媛県	51.7	3.1	476	／ 920
36	静岡県	1.90	0.04	千葉県	51.5	2.5	1,114	／ 2,163
37	福島県	1.90	0.06	北海道	51.5	1.6	1,677	／ 3,257
38	茨城県	1.90	0.07	静岡県	51.4	2.0	1,355	／ 2,635
39	群馬県	1.90	0.10	福岡県	51.2	1.0	1,732	／ 3,385
40	宮城県	1.88	0.09	京都府	50.6	0.9	868	／ 1,714
41	大阪府	1.88	0.04	宮城県	50.0	3.4	706	／ 1,411
42	石川県	1.88	0.02	埼玉県	49.0	3.2	1,389	／ 2,837
43	神奈川県	1.87	0.05	広島県	48.2	0.9	1,023	／ 2,124
44	愛媛県	1.87	0.05	愛知県	47.2	1.8	2,662	／ 5,641
45	千葉県	1.86	0.04	神奈川県	46.7	2.7	2,006	／ 4,295
46	愛知県	1.85	0.04	大阪府	45.3	1.3	3,265	／ 7,215
47	東京都	1.84	0.03	東京都	33.2	1.1	6,184	／ 18,640

民間企業における障害者実雇用率の推移(各年6月1日現在)

長野労働局

年	実雇用率		達成企業割合		法定雇用率	雇用率対象障害者	備考
	長野	全国	長野	全国			
昭和54	1.53	1.12	63.7	52.0	1.5%	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者のみ (重度身体障害者はダブルカウント) (~昭和62年まで) 	昭和51年「身体障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年制定)」において、企業における障害者雇用が「雇用努力義務」から「義務雇用制度」に改正
55	1.53	1.13	62.6	51.6			
56	1.55	1.18	63.6	53.4			
57	1.59	1.22	63.5	53.8			
58	1.56	1.23	63.0	53.5			
59	1.57	1.25	64.7	53.6			
60	1.57	1.26	66.1	53.5			
61	1.51	1.26	65.8	53.8			
62	1.48	1.25	62.3	53.0			
63	1.59	1.31	60.2	51.5			
平成元	1.63	1.32	59.7	51.6			
2	1.64	1.32	60.5	52.2			
3	1.65	1.32	61.6	51.8			
4	1.67	1.36	60.2	51.9			
5	1.72	1.41	60.8	51.4			
6	1.73	1.44	61.3	50.4			
7	1.72	1.45	60.1	50.6			
8	1.74	1.47	60.0	50.5			
9	1.75	1.47	61.4	50.2			
10	1.75	1.48	60.8	50.1			
11	1.70	1.49	54.8	44.7			
12	1.73	1.49	55.1	44.3			
13	1.74	1.49	55.5	43.7			
14	1.69	1.47	54.0	42.5			
15	1.67	1.48	51.8	42.5			
16	1.61	1.46	50.6	41.7			
17	1.62	1.49	51.6	42.1			
18	1.67	1.52	53.0	43.4			
19	1.68	1.55	53.3	43.8			
20	1.69	1.59	56.7	44.9			
21	1.72	1.63	54.9	45.5			
22	1.78	1.68	56.9	47.0			
23	1.82	1.65	57.0	45.3			
24	1.83	1.69	60.9	46.8			
25	1.88	1.76	53.5	42.7			
26	1.96	1.82	57.2	44.7			
27	1.98	1.88	59.5	47.2			
28	2.02	1.92	60.2	48.8			

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 …… {
 - 一般の民間企業 …… 2. 0 %
(50人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …… 2. 3 %
{ 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等 }
- 国、地方公共団体 …… 2. 3 %
(43.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …… 2. 2 %
(45.5人以上規模の機関)

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している（除外率制度についてはP17参照）。

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

◎ 民間企業における除外率の改正状況

○ 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
・港湾運送業	35%	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	55%
・幼稚園	70%	60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	80%